

新規高度人件費割合等の計算に関する明細書

		事業年度	：	：	法人名		
試験研究費の額	1	円	(4) (12)			5	
同上のうち新規高度研究業務従事者に対する人件費の額(工業化研究に該当する試験研究に係る人件費の額を除く。)	2		(2)のうち措令第27条の4第25項第1号又は第2号に定める試験研究費の額に該当する金額			6	円
(1)のうち役員又は使用人に対する人件費の額	3		新規高度研究業務従事者に対する特別試験研究費の額				
新規高度人件費割合	4		(2) - (6) ((5) < 1.03の場合又は(11) = 0の場合は0)			7	
前事業年度の新規高度人件費割合の明細							
前事業年度	8	：	：				円
試験研究費の額	9	円				11	
同上のうち新規高度研究業務従事者に対する人件費の額(工業化研究に該当する試験研究に係る人件費の額を除く。)	10		(10) (11)			12	

別表六十四付表一 令五・四・一以後終了事業年度分